

BDC PILATES Instructor Training Program (BIP) 利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、オープンロードアソシエイツ株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する BDC PILATES Instructor Training Program（以下「BIP」といいます。）の申込み、受講、資格認定その他 BIP の利用に関する条件を定めるものです。

BIP への申込みを希望する方および受講者は、本規約の内容を十分に確認し、同意のうえお申し込みください。

第 1 条（目的）

BIP は、ピラティスに関する知識および技術の習得のみならず、身体を正しく観察・分析する力、クライアントに適したプログラムを設計する力、安全かつ効果的に指導する力を身につけ、BDC PILATES が定める教育理念および指導方針に基づくピラティス指導者を育成することを目的とします。

第 2 条（適用）

1. 本規約は、BIP への申込み、受講、試験、資格認定その他 BIP に関連する一切の事項について適用されます。
2. BIP の各コースについて別途定める募集要項、受講案内、注意事項、キャンセルポリシーその他当社が提示する事項は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約と個別の募集要項等の内容が異なる場合は、個別の募集要項等に特段の定めがある場合を除き、本規約を優先して適用します。

第 3 条（受講資格）

1. 各コースの受講資格は、当社が別途定める募集要項に記載するものとします。
2. 申込者は、申込みに際して、当社が定める受講資格その他の条件を満たしていることを確認し、当社から求められた場合には、資格証明書その他必要な資料を提出するものとします。
3. 申込内容または提出資料に虚偽、誤記その他事実と異なる事項があることが判明した場合、当社は受講承認後であっても、受講承認を取り消すことができます。

第 4 条（申込みおよび面談）

1. BIP への受講申込みは、当社所定の方法により行うものとします。
2. 当社は、BIP の教育理念、指導方針および受講環境を維持するため、申込者に対し、対面またはオンラインによる面談を実施することがあります。
3. 面談では、BIP の教育理念および指導方針について説明するとともに、申込者の受講目的、これまでの経験、将来の活動方針その他当社が必要と判断する事項について確認します。
4. 当社は、申込内容および面談内容等を総合的に考慮し、受講の可否を決定します。

5. 申込みを行ったことにより当然に受講資格が付与されるものではなく、当社から受講承認の通知を受けた方が BIP を受講することができます。
6. 当社は、受講を承認しない場合、その理由を開示する義務を負わないものとします。

第 5 条（受講契約の成立）

1. 当社が申込者に受講承認を通知し、当社所定の期日までに受講料の支払いが確認された時点で、当社と申込者との間に受講契約が成立するものとします。
2. 所定の期日までに受講料の支払いが確認できない場合、当社は受講承認を取り消すことができます。

第 6 条（受講料および支払方法）

1. 受講料、試験料その他の費用は、各コースの募集要項に定める金額とします。
2. 支払方法および支払期限は、当社が別途指定するものとします。
3. 振込手数料その他支払いに要する費用は、別途当社が定める場合を除き、受講者の負担とします。

第 7 条（キャンセルおよび返金）

1. 受講契約成立後に受講者の都合により受講をキャンセルする場合、当社が別途定めるキャンセルポリシーに従うものとします。
2. 講義開始後の受講者都合による中途解約、欠席または受講中断については、法令上返金が必要となる場合を除き、受講料その他既に支払われた費用は返金しません。
3. 天災地変、感染症、交通機関の停止その他当社の合理的な支配を超える事由により、講義の日程、会場または実施方法を変更する場合があります。

第 8 条（受講および修了）

1. 受講者は、各コースについて当社が定める講義、レッスン受講、自主練習、Supervised Teaching、クラス見学その他のカリキュラムを履修するものとします。
2. 受講者は、講義、実習、Supervised Teaching、自主練習その他 BIP の受講に際し、講師、マスタートレーナーおよび当社スタッフによる安全管理上、施設管理上およびカリキュラム遂行上必要な指示に従うものとします。
3. 受講者が、正当な理由なく前項の指示に従わず、安全な指導もしくは実習の実施、他の受講者の学習環境または BIP の運営に支障を及ぼす場合、当社は当該受講者に対し、注意、指導または改善を求めることができます。
4. 各コースの修了要件および修了期限は、当社が別途定めます。
5. 受講者が所定の修了要件を満たさない場合、当社は当該コースを修了したものと認定しないことがあります。
6. 欠席、遅刻、履修不足等により追加受講その他の対応が必要となる場合、当社は別途費用を定めることがあります。

第 9 条（試験および資格認定）

1. BIP マットコース修了者のうち、一定の条件を満たした者については、マットピラティス指導資格の認定を受けることができます。
2. BIP リフォーマーティーチングコース修了者のうち、一定の条件を満たした者については、リフォーマーピラティスの指導資格の認定を受けることができます。
3. 前 2 項の資格認定を受けるためには、当社が定める各コースの修了要件を満たしたうえで、所定の筆記試験、実技試験その他の審査に合格する必要があります。
4. 試験の可否は、当社が定める評価基準に基づき決定します。
5. 当社は、第 3 項の審査の合格者に対して BDC PILATES 所定の資格認定証を発行します。当該資格認定証の有効期限は、発行日から 1 年間となります。
6. 発行された資格認定を保有し続けるためには（更新するためには）、当社が別途定める講義や実習等に参加し、所定の学習時間を満たす必要があります。参加費用は別途定めます。なお、当該条件を満たして更新が認められた場合は、当社は更新日から 1 年間を有効期限とする新たな資格認定証を発行いたします。
7. 本条で定める BIP の資格取得は、当社が運営する BDC PILATES における講師としての採用、雇用または業務委託契約等を保証するものではありません。
8. BDC PILATES で指導を行うためには、BIP の資格取得とは別に、当社が実施する講師オーディションその他所定の審査に合格する必要があります。

第 10 条（教材等の知的財産権）

1. BIP において提供されるテキスト、資料、動画、画像、エクササイズ映像、講義内容、指導方法、プログラム、カリキュラム、試験問題その他一切のコンテンツ（以下「教材等」といいます。）に関する著作権その他の知的財産権は、当社または正当な権利を有する第三者に帰属します。
2. 受講者は、教材等を自己の学習および資格取得後の適正なピラティス指導のために利用することができます。
3. 受講者は、当社の事前の書面による承諾なく、教材等を複製、転載、改変、配布、インターネット上への掲載・公開、販売、譲渡、貸与または第三者に開示もしくは提供してはなりません。
4. 受講者は、教材等または BIP で習得した当社独自の教育上・運営上のノウハウを利用して、第三者に対する資格取得講座、インストラクター養成講座、研修その他これらに類する教育サービスを提供してはなりません。
5. 当社が提供する動画、オンライン教材その他のコンテンツを利用するための ID、パスワード、URL その他のアクセス情報を第三者に貸与、譲渡、共有または使用させてはなりません。

第 11 条（守秘義務）

1. 受講者は、BIP の申込み、面談、受講、講義、実習、Supervised Teaching、自主練習、クラス見学その他 BIP に関連して知り得た、当社、BDC PILATES、講師、スタッフ、他の受講者、クライアントその他第三者に関する非公開の情報（以下「秘密情

報」といいます。)を、当社の事前の承諾なく第三者に開示、漏えいまたは提供してはなりません。

2. 秘密情報には、次の各号に掲げる情報を含みます。

- ① BIP の教材、カリキュラム、指導方法、指導上のノウハウ、評価方法、試験内容その他教育プログラムに関する非公開情報
- ② 当社または BDC PILATES の運営方法、業務上のノウハウその他事業に関する非公開情報
- ③ 講師、スタッフ、他の受講者およびクライアントの氏名、身体的特徴、健康状態、指導内容、相談内容その他個人に関する情報
- ④ その他、その性質または開示された状況から合理的に秘密として取り扱うべき情報

3. 受講者は、秘密情報を BIP の受講および自己の学習以外の目的に使用してはなりません。

4. 次の各号に該当する情報は、秘密情報に含まれません。

- ① 受講者が知得した時点ですでに公知であった情報
- ② 受講者の責めによらず公知となった情報
- ③ 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- ④ 法令または裁判所その他公的機関の命令により開示を求められた情報

5. 本条に定める義務は、BIP の受講終了、受講資格の取消しまたは資格取得後も存続するものとします。

第 12 条（撮影・録音および SNS 等への掲載）

1. 受講者は、講義、実習、Supervised Teaching、クラス見学その他 BIP の実施中において、当社が明示的に許可した場合を除き、写真撮影、動画撮影、録音、録画または画面収録を行ってはなりません。

2. 当社が撮影等を許可した場合であっても、受講者は、当社の事前の承諾なく、撮影または記録した写真、動画、音声その他のデータを、SNS、ブログ、ウェブサイト、動画共有サービスその他インターネット上に掲載し、または第三者に送信、公開もしくは提供してはなりません。

なお、受講者本人のみが写っている場合でも、当社施設内において撮影されたものについては同様とします。

3. 特に、次の各号に該当するものについては、当社および当該本人の事前の承諾なく撮影または公開してはなりません。

- ① 他の受講者、講師、スタッフまたはクライアントが写っている写真または動画
- ② 教材、ホワイトボード、モニター、配布資料、試験問題その他 BIP の教育内容が確認できるもの
- ③ Supervised Teaching その他の指導練習の内容
- ④ 当社施設内の非公開部分その他当社が撮影を認めていない場所
- ⑤ その他、当社または第三者の権利、プライバシー、秘密情報等を含むもの

4. 受講者が当社の許可を得て SNS 等へ掲載する場合であっても、BDC PILATES または BIP の公式な見解、公式アカウントからの発信、当社との提携関係等であると誤認されるような表示をしてはなりません。
5. 当社は、本条に違反する掲載その他の公開を確認した場合、受講者または資格取得者に対し、当該投稿、写真、動画その他の情報の削除を求めることができます。受講者または資格取得者は、当社から削除の要請を受けた場合、速やかにこれに対応するものとします。
6. 本条の規定は、BIP の受講終了または資格取得後も、受講中に撮影、録音、録画その他の方法により取得したデータについて適用されるものとします。

第 13 条（受講証、チケット、資格認定証等の管理）

1. 受講者に対して受講証、チケット、資格認定証その他 BIP の受講または資格認定に関して当社が発行する証票等（電子的に発行されるものを含みます。）がある場合、受講者は自己の責任においてこれらを適切に管理するものとします。
2. 受講者の紛失、盗難、破損、誤廃棄その他受講者の責めに帰すべき事由によってこれらを使用できなくなった場合、当社はその損害について責任を負いません。
3. 再発行の可否、再発行手数料その他の取扱いについては、当社が別途定めるものとします。
4. 受講証、チケットその他受講者本人に対して発行された権利または証票等を第三者に譲渡、貸与または使用させることはできません。

第 14 条（資格名称等の使用）

1. 資格認定を受けた者は、当社が認める範囲において、取得した BIP 資格の名称を表示することができます。
2. 資格取得者は、BDC PILATES、BIP その他当社の名称、ロゴ、商標等を使用して、当社との雇用関係、業務提携関係、認定スタジオその他当社との特別な関係が存在すると誤認させる表示をしてはなりません。
3. BIP 資格を第三者に貸与、譲渡または使用させることはできません。

第 15 条（競合目的その他不適切な目的での受講）

1. BIP は、BDC PILATES の教育理念に基づき、適切なピラティス指導者を育成することを目的とするプログラムです。
2. 当社の教材、カリキュラム、指導方法、運営上のノウハウその他 BIP を通じて得られる情報を取得し、これらを利用して当社と競合する資格取得講座、インストラクター養成事業その他これらに類する事業を行うことを主たる目的として BIP に申し込むことはできません。
3. 当社が、申込者の受講目的が前項に該当すると合理的に判断した場合、当社は受講を承認しないことができます。
4. 受講開始後に前項に該当する事実が判明した場合、当社は受講資格を停止または取り消すことができます。

第 16 条（受講者間のトラブル等）

1. 受講者は、他の受講者、講師、スタッフその他 BIP に関係する者に対し、相互に尊重し、適切な受講環境の維持に努めるものとします。
2. 受講者同士その他第三者間に生じた私的な紛争、金銭問題、交友関係、SNS 上のトラブルその他の係争については、当事者間の責任において解決するものとし、当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、これに介入する義務または責任を負いません。
3. 前項にかかわらず、当該トラブルが BIP の運営、他の受講者の安全または学習環境に影響を及ぼすと当社が判断した場合、当社は、当事者への注意、施設利用または受講の制限、受講停止その他必要な措置を講じることができます。

第 17 条（禁止事項）

受講者は、BIP の申込み、受講および BIP に関連する活動において、次の各号に該当する行為をしてはなりません。

1. 本規約、法令または公序良俗に違反する行為
2. 申込内容、資格、経歴その他について虚偽の申告をする行為
3. 講師、マスタートレーナーまたは当社スタッフによる安全管理上、施設管理上またはカリキュラム遂行上必要な指示に正当な理由なく従わない行為
4. 他の受講者、講師、スタッフ、クライアントその他第三者に対する暴言、暴力、威圧、迷惑行為、差別的言動、誹謗中傷、ハラスメントその他受講環境を害する行為
5. 他の受講者、講師またはスタッフに対する営業、勧誘、引き抜き、物品販売、金銭の貸借その他 BIP の受講目的と関係のない行為
6. 教材等を無断で複製、転載、改変、配布、販売、貸与または第三者に提供する行為
7. BIP で知り得た他の受講者、講師、スタッフ、クライアントその他第三者の個人情報または秘密情報を第三者に開示する行為
8. 当社の許可なく講義、実習その他 BIP の内容を撮影、録音、録画または公開する行為
9. 当社の施設、設備、器具、備品等を故意または不適切な方法により損傷する行為
10. BIP の運営または他の受講者の学習を妨害する行為
11. 当社、BDC PILATES または BIP の信用、ブランドまたは社会的評価を不当に毀損する行為
12. その他、当社が BIP の受講者または資格保有者として不適切であると合理的に判断する行為

第 18 条（受講資格の停止・取消し）

1. 受講者が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、当該受講者に対して注意、改善要求、受講の一時停止または受講資格の取消しを行うことができます。
 - ① 本規約に違反した場合
 - ② 受講料その他の費用を所定の期日までに支払わない場合
 - ③ 申込内容に重大な虚偽があった場合

- ④ 講師、マスタートレーナーまたは当社スタッフによる必要な指示に正当な理由なく従わない場合
 - ⑤ 第 8 条第 3 項の注意、指導または改善要求にもかかわらず改善が認められない場合
 - ⑥ BIP の正常な運営または他の受講者の安全もしくは学習環境に支障を生じさせた場合
 - ⑦ 第 17 条に定める禁止事項に該当した場合
 - ⑧ その他、BIP の受講継続が適切でないと当社が合理的に判断した場合
2. 当社は、原則として受講者に改善の機会を与えたうえで前項の措置を行うものとします。ただし、安全上の問題、重大な規約違反、他の受講者等に対する重大な迷惑行為その他緊急性または重大性がある場合は、事前の注意または改善要求を行うことなく、直ちに受講を停止し、または受講資格を取り消すことができます。
 3. 受講者の責めに帰すべき事由により受講資格を取り消した場合、法令上返金が必要になる場合を除き、当社は、すでに支払われた受講料、試験料その他費用を返金しません。

第 19 条（資格認定の取消し）

1. 資格取得後に、資格取得に際して重大な虚偽または不正があったことが判明した場合、教材等の重大な不正利用があった場合、本規約に対する重大な違反があった場合、その他資格認定の基礎を失わせる重大な事由がある場合、当社は事情を確認したうえで資格認定を取り消すことがあります。
2. 資格認定が取り消された場合、当該資格者は、資格名称、資格認定証その他資格保有者であることを示す表示の使用を直ちに中止するものとします。
3. 第 1 項に基づき資格認定が取り消された場合であっても、当社は受講者に対する費用の返金義務及び損害賠償義務は一切負わないものとします。

第 20 条（個人情報）

当社は、申込み、面談、受講、試験および資格認定等に際して取得した個人情報を、当社のプライバシーポリシーおよび関係法令に従って適切に取り扱います。

第 21 条（所持品等の管理および盗難・紛失）

1. 受講者は、BIP の受講中および当社施設の利用中、自己の所持品、貴重品その他の物品を自己の責任において管理するものとします。
2. 当社施設内における盗難、紛失、置き忘れ、破損その他所持品に関して受講者に生じた損害について、当社に故意または過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
3. 受講者は、高額な金銭、貴重品その他受講に必要な高価な物品を可能な限り施設内へ持ち込まないものとします。

第 22 条（損害賠償および免責）

1. 受講者が、故意または過失により、当社、講師、スタッフ、他の受講者、クライアントその他第三者または当社の施設、設備、器具、備品等に損害を与えた場合、当該受講者は自己の責任においてその損害を賠償するものとします。
2. BIP の受講中または当社施設の利用中に受講者に生じた損害について、当社に故意または過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
3. BIP は、資格取得後の就職、採用、業務委託契約、収入その他特定の成果を保証するものではありません。
4. 受講者が BIP で習得した知識または技術を用いて第三者に指導を行う場合、その指導は受講者自身の責任において行うものとします。

第 23 条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者および受講者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他これらに準ずる反社会的勢力に該当しないこと、ならびにこれらと社会的に非難されるべき関係を有していないことを表明し、保証するものとします。
2. 申込者または受講者が前項に違反した場合、当社は、受講承認の取消し、受講の停止、受講資格の取消しその他必要な措置を講じることができます。

第 24 条（プログラム内容等の変更）

1. 当社は、BIP の運営上必要と判断した場合、講師、講義日程、実施場所、カリキュラム、受講方法その他 BIP の内容を変更することがあります。
2. 前項の変更について、当社は法令上必要な場合を除き、変更により受講者に生じた間接的または付随的な損害について責任を負いません。

第 25 条（規約の変更）

1. 当社は、必要に応じて本規約を変更することがあります。
2. 変更後の規約は、当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適切と判断する方法により周知します。
3. 第 1 項に基づき本規約の変更があった場合は、個別の合意などの特別の事情がない限り、変更後の規約が適用されるものとします。

第 26 条（準拠法・管轄）

1. 本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。
2. BIP または本規約に関して紛争が生じた場合は、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。